国立大学法人　東京大学
生産技術研究所共通部門　技術系職員　募集のお知らせ

１．　採用職名および人数

一般技術職員又は技術専門職員　１名

２．　職務内容

東京大学生産技術研究所流体テクノ室において、以下の業務に従事する

・一次純水(イオン交換水)、窒素ガス、液体窒素、液体ヘリウム等の製造・供給・設備保守に関する業務
・保安係員として、高圧ガスの製造設備管理・許認可申請など高圧ガス保安法に関する業務
・上記特殊流体供給における集計および経理に関する業務
・研究室への安全指導や流体テクノ室に関する事務業務

その他、駒場コモンズラボにおける技術支援業務を担当する

変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある

３．　雇用期間

採用日：令和９年４月１日以降のなるべく早い時期

期間の定めなし

試用期間あり（6ヶ月）

４．　応募資格

・高等専門学校または大学を卒業して、機械・化学・物理・電気に関するいずれかの知識を有すること
・高圧ガス製造保安責任者免状取得者(化学または機械)、または取得見込みの者
・ヘリウム液化装置に関する運転経験と知識を有し、低温寒剤の業務に半年以上実務経験があること
・純水製造装置に関する知識を有すること
・配管継手の知識を有すること
・PC 設定や操作、Word、Excel、PowerPoint 等を用いた資料作成ができること

５．　勤務地

東京大学生産技術研究所

東京都目黒区駒場 4-6-1（東京大学駒場Ⅱキャンパス）

変更の範囲：生産技術研究所敷地内

６．　勤務時間・休日

勤務時間：9:00～17:30（休憩時間 12:00～12:45）

時間外勤務あり

休日：完全週休２日制（土・日)、国民の祝日および休日、年末年始（12/29～1/3）

７．　給　　与

基本給：213,100 円～（学歴、経験等を考慮し、規定により決定）
　　昇給制度あり
教育研究連携手当：41,554 円～
諸手当：通勤、住居、扶養、超過勤務手当等を規定により支給

８．　賞　　与

年 2 回（夏、冬）

９．　社会保険

各種社会保険完備（健康保険、年金、雇用保険、労災保険）
（健康保険は文部科学省共済組合、年金は厚生年金保険（国家公務員共済組合）に加入）

１０．　有給休暇

年次有給休暇、特別休暇（リフレッシュ、慶弔など）

１１．　書類送付および問い合わせ先

（１）必要書類
・履歴書（本学様式、下記 URL からダウンロードして作成のこと）
https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html
・職務経歴書（様式任意）
・高圧ガス製造保安責任者免状（化学または機械）の写し（免状取得者のみ）
・応募に当たっての抱負（200 字程度）
・資格・経験等リスト（様式任意）
以下の①～⑪に関する内容を簡潔に記載のこと（該当のない項目は記載不要）
① 職務に関連する技術系の国家資格試験（大卒程度以上）の合格
② 特許取得等の独創的な技術開発
③ 学会賞等の受賞
④ 科学研究費補助金等の公募採択型の各種補助金の受領
⑤ 修士以上の学歴免許
⑥ 学会等における職務に関連する論文発表等
⑦ 職務に関連する著作の発表
⑧ 技術研修会等における講師の経験
⑨ ①以外の職務に関連する技術系の国家資格試験の合格
⑩ 技術発表会等における職務に関連する技術発表等
⑪ 技術研修会等の研修の修了

（２）提出期限　令和８年１１月３０日（月）必着

（３）郵送先・問い合わせ先
〒153-8505　東京都目黒区駒場 4-6-1
東京大学生産技術研究所　総務課人事・厚生チーム　職員採用担当
（封筒に「共通部門技術系職員　応募書類在中」と朱書のうえ、郵送のこと）
TEL：03-5452-6295　E-Mail：jinjikousei.iis@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

１２．　選考方法

（１）第１次選考：書類審査

（２）第２次選考：第１次選考合格者に対し、面接試験を実施
（令和８年 12 月上旬に実施予定）

（３）最終選考　：第２次選考合格者に対し、面接試験を実施
（令和９年１月中旬に実施予定）

※最終選考後、資格・経験等によっては技術専門職選考委員会の審議を経て、採用される職を決定します。

１３．　募集者名称

国立大学法人東京大学

１４．　受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

１５．　そ の 他

・応募の秘密は厳守し、応募書類は本募集にかかる採用選考の目的以外には使用しません。

・応募書類は返却しません。

・本募集の選考に要する費用（交通費、宿泊費、食費等）は応募者負担となりますので、あらかじご承知おきください。

・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。